

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： 「更正の請求」の改正

平成23年度税制改正により、更正の請求（納税者が課税庁に納め過ぎた税額の還付等を求める手続）につき、「請求期間が延長」され、「請求範囲も拡大」されます。

1. 請求期間の延長

内 容		現 行	改 正	
納 税 者	下記以外の更正の請求期間（通常の場合）	1 年	5 年	
	法人税		欠損金の額に係る更正の請求期間	9 年
			移転価格税制に係る更正の請求期間	6 年
	贈与税に係る更正の請求期間			

注）課税庁が増額更正できる期間の改正

- ・法人税については変更ありません（原則5年、脱税の場合7年）。
- ・現行原則3年のもの（所得税、相続税、消費税など）は、5年に延長されます。

2. 請求範囲の拡大

1) 「当初申告要件」の廃止

つぎの措置は、当初申告時に選択適用していなくても、更正の請求をすることができます。

法人税	受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除、外国税額控除、指定寄付金等の損金算入など
所得税	純損失の繰越控除、雑損失の繰越控除、給与所得者の特定支出控除など
相続税	配偶者に対する相続税額の軽減、贈与税の配偶者控除など

2) 「控除額の制限」の見直し（正当額への増額修正）

つぎの措置は、当初申告時に記載された控除額等を超えて、正当額まで控除額等を増額させることができます。

法人税	受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入、所得税額控除、外国税額控除、指定寄付金等の損金算入、試験研究費の特別控除など
所得税	青色申告特別控除（65万円）、電子証明書等の特別控除など

お見逃しなく！

1. 設備投資の特別償却や各種引当金などは、当初申告でしか適用されず、更正の請求の対象外です。
2. 上記改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来するものについて適用されます。
3. 申告内容と異なる判決が出た場合などの後発的事由の更正の請求期間は、その事由が生じた日の翌日から2月以内です。
4. 上記改正と併せて、更正の請求時に「事実を証明する書類」の添付が義務化されます。故意に虚偽の更正の請求をした場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金です。